

令和8年度看護関係予算概算要求について

令和7年8月
厚生労働省



令和8年度 看護関係予算概算要求の概要

(括弧書きは前年度予算額)

1. 看護職員の資質向上等

(1) 特定行為に係る看護師の研修制度の推進

- ① 特定行為に係る看護師の研修修了者加速的養成事業 **拡充・一部新規**
7 0 1 百万円 (5 1 2 百万円)
- (i) 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業 **拡充**
1 1 9 百万円 (9 2 百万円)
- 指定研修機関の更なる増加を図るため、指定研修機関指定前の機関に対して、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、e ラーニングの導入、実習体制構築等に必要な経費に対する支援を行う。
- (ii) 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業 4 1 4 百万円 (4 0 9 百万円)
- 指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に必要な経費に対する支援を行う。
- (iii) 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 **拡充** 3 0 百万円 (1 2 百万円)
- 看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトの設置・運営に必要な経費に対する支援を行う。
- (iv) 看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目受講促進事業 **新規** 1 9 百万円 (0 百万円)
- 働きながら特定行為研修を受講する看護師の負担軽減や看護師全体の実践能力向上を図るため、全ての医療機関等において、看護師が特定行為研修の共通科目を前倒して受講することができるよう、受講機会を提供するために必要な経費に対する支援をするとともに、受講証明書を発行し、指定研修機関への履修免除制度の周知に必要な経費に対する支援を行う。
- (V) 離島・へき地におけるタスク・シフト/シェア推進モデル事業 **新規** 1 1 9 百万円 (0 百万円)
- 離島・へき地の病院・診療所で医師のタスク・シフト/シェアを推進し、離島・へき地における看護職員(特定行為研修修了者)を確保するため、特定行為研修準備委員会の設置や特定行為研修修了者の在籍出向に必要な経費に対する支援を行う。

② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業 28百万円（66百万円）

指定研修機関や協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者リーダーの育成研修の実施等に必要な経費を支援するとともに、指導者講習会の実施等に必要な経費に対する支援を行う。また、特定行為研修の受講者及び指定研修機関数の増加や修了者の活動をより一層推進するため、特定行為研修修了者の活動の実態やそれによる効果、指定研修機関における研修の実態に関するデータの収集や分析、データの活用方策の検討等を行うために必要な経費に対する支援を行う。

③ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 ※医療提供体制施設整備交付金39億円の内数

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。

（２）看護職員の資質向上推進

① ICTを活用した在宅看取りに関する研修等事業 **拡充** 22百万円（15百万円）

在宅での看取りにおける医師による死亡診断に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。また、遠隔からの死亡診断を適切に実施するための検証等に必要な経費に対する支援を行う。

② 医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル事業 **新規** 122百万円（0百万円）

医療関係職種におけるキャリアチェンジの実態調査及びモデルカリキュラムの作成に必要な経費に対する支援を行う。

③ 看護教員等養成支援事業（通信制教育） 9百万円（8百万円）

看護教員等の養成における通信制教育（eラーニング）の実施に必要な経費に対する支援を行う。

④ 看護教員教務主任養成講習会事業 12百万円（11百万円）

看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした、講習会の実施に必要な経費に対する支援を行う。

（３）看護業務の効率化に向けた取組の推進

① 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業 **新規** 157百万円（0百万円）

看護DXを促進するため、医療機関等におけるICT機器を活用した効率的・効果的な看護業務の検証等の実施に必要な経費に対する支援を行う。また、病院、診療所、訪問看護ステーションが連携して、在宅療養生活の整備、在宅医療の関係職種間の情報共有、通院困難な患者のオンライン診療等について、ICT機器を用いた効率的・効果的な看護実践の検証等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

② 看護管理者の能力向上支援事業 **新規** 41百万円（0百万円）

看護業務の効率化、及び夜勤を担える看護職員確保の推進を図るため、看護管理者等向けのポータルサイトの設置、運営及び管理や、当該サイト内に研修を受けられる場、アドバイザーへ相談し助言を受けられる場等のコンテンツ作成等に必要な経費に対する支援を行う。また、病院が多様な働き方の導入を行うための支援を行い、その支援結果をまとめた事例集を作成、周知に必要な経費に対する支援を行う。

2. 看護職員の確保対策等

① 中央ナースセンター事業 **拡充**

377百万円（259百万円）

看護職確保対策の推進を図るため、求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等に必要な経費に対する支援を行う。また、今後増大する看護ニーズに対応していくため、多様で柔軟な働き方に対応したマッチングの推進、NCCS（ナースセンター・コンピュータ・システム）改修による求職者の利便性向上など無料職業紹介事業の更なる充実に必要な経費に対する支援を行う。

② 災害・感染症に係る看護職員確保事業 **拡充**

88百万円（56百万円）

災害や新興感染症の発生に際して、都道府県が迅速に看護職員の確保を図れるよう、他の医療機関等への派遣に適確に対応できる看護職員（災害支援ナース）の養成・リスト化を進めるとともに、全国レベルで派遣調整できる体制を整備する。

③ 人口減少社会の看護師等養成所における遠隔授業推進支援事業 **新規**

121百万円（0百万円）

多様な学生のニーズに合った学習環境の整備による総合的な学生確保を推進するため、ICT機器の導入、養成所間での講義内容の調整等、遠隔授業推進に必要な経費に対する支援を行う。また、各養成所の実施状況や課題について調査・分析を行い、課題・好事例の収集に必要な経費に対する支援を行う。

④ 看護職員確保対策特別事業

44百万円（44百万円）

看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の推進に資する取組に必要な経費に対する支援を行う。

⑤ 医療専門職支援人材確保・定着支援事業

10百万円（10百万円）

医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者等の医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介を行うとともに、定着支援に資する研修プログラムの開発や医療機関向けの研修等を行うために必要な経費に対する支援を行う。

⑥ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業

※医療提供体制推進事業費補助金283億円の内数

都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が、公共職業安定所と連携して実施する求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに必要な経費に対する支援を行う。

⑦ 助産師活用推進事業

※医療提供体制推進事業費補助金283億円の内数

医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向や助産師就業の偏在の実態把握、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関を確保するための相談・調整等の実施に対する支援を行う。また、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

3. 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師受入

(1) 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業

170百万円(167百万円)

① 外国人看護師受入支援事業

65百万円(63百万円)

外国人看護師候補者の受入を円滑に進めるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修の実施、看護専門家等による受入施設に対する巡回訪問の実施等に必要な経費に対する支援を行う。

② 外国人看護師候補者学習支援事業

104百万円(104百万円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 外国人看護師候補者就労研修支援事業

※医療提供体制推進事業費補助金283億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要となる日本語能力の向上を図るため、受入施設に対して、日本語講師を招聘するために必要な経費、研修指導者等経費や物件費に必要な経費に対する支援を行う。

4. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）

61,299百万円（61,299百万円）

将来を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携に関する取組と併せて、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保に関する取組についても、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金により、医師の労働時間が長時間となる医療機関に対する大学病院等からの医師派遣や、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対する勤務環境改善等のための更なる支援を行う。

（参考）【対象事業】

I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う事業。

II 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

IV 医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う事業（勤務医の労働時間短縮の推進）。

(2) 地域医療介護総合確保基金における主な看護関係事業(例)

I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- 院内助産所や助産師外来を設置する場合の施設・設備整備に対する支援

II 居宅等における医療の提供に関する事業

- 訪問看護の人材育成や人材確保を図るための研修の実施に対する支援
- 訪問看護推進協議会などの設置や会議開催に対する支援
- 訪問看護師のセキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に対する支援

IV 医療従事者の確保に関する事業

- 看護師等養成所の運営や施設・設備の整備に対する支援
- 新人看護職員の資質向上や早期離職防止の観点からの研修の実施に対する支援
- 看護職員の資質向上のための研修の実施に対する支援
- 看護管理者に対する看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた研修の実施に対する支援
- 看護師宿舎の整備に対する支援
- 看護職員の就労環境改善（多様な勤務形態の導入や職場風土の改善に関する研修の実施など）に対する支援
- 看護職員の勤務環境改善のための施設整備（病院のナースステーションや仮眠室などの拡張・新設）に対する支援
- 看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止や再就業を促進するための病院内保育所の運営や整備に対する支援
- 医療勤務環境改善支援センターの運営

5. その他

看護職員も含めた医療従事者に対する各種研修等事業

【医政局地域医療計画課分】

① 救急医療業務実地修練等経費

・ 看護師救急医療業務実地修練

※救急医療業務実地修練等経費 1 4 百万円の内数

救急看護業務を担う看護師の日常の救急看護能力の向上を図るとともに、救急外来等において、患者をトリアージできる知能・技能を習得するための研修を行う。

・ 保健師等救急医療等指導者講習会

※救急医療業務実地修練等経費 1 4 百万円の内数

保健所勤務保健師等を対象に、救急蘇生法等に関する指導者の養成を図るための講習会を実施する。

② ドクターヘリ事業従事者研修事業

7 百万円（7 百万円）

ドクターヘリという特殊な場所において高度な救急医療を提供できる医師・看護師等の養成・育成を図るための研修を行う。

③ 外傷外科医等養成研修事業

1 5 百万円（1 5 百万円）

重傷外傷の治療を担う医師・看護師を養成するため、重傷外傷に迅速かつ適切に対応するために必要な手術療法に係る知識及び手技を習得するための関係学会による研修の実施に対する支援を行う。

④ ドクターカー現場安全管理研修事業

5 百万円（0 百万円）

救命救急センターの職員を対象として、ドクターカー運行に係る現場安全管理研修を行う。

⑤ NBC災害・テロ対策研修事業

7 百万円（7 百万円）

NBC（核、生物、化学）災害及びテロ発生時に適切な対応ができる医師等を養成するため、NBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を行う。

⑥ 災害派遣医療チーム（DMAT）研修事業

※DMAT体制整備事業 1, 2 3 4 百万円の内数

災害急性期（発生後48時間以内）において、被災地で医療を提供するDMAT隊員（医師・看護師・業務調整員）を養成するための研修を行う。

⑦ DPAT体制整備事業（DPAT事務局）

7 2 百万円（6 4 百万円）

災害急性期（発生後48時間以内）において、被災した都道府県において、本部機能の立ち上げや急性期の精神科医療ニーズへの対応等を行う日本DPAT（医師・看護師・業務調整員）を養成するための研修を行う。

⑧ DPAT養成支援事業

2 9 百万円（2 5 百万円）

被災地の精神保健医療におけるニーズを速やかに把握した上で、精神科医療の提供や精神保健活動の支援を継続して行う都道府県 DPAT（医師・看護師・業務調整員）を養成するための研修を行う。

⑨ 災害時小児周産期リエゾン養成研修及び活動支援事業 15百万円（10百万円）

災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、被災地の保健医療福祉ニーズを把握し、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーターをサポートする災害時小児周産期リエゾン（以下、リエゾン）の養成および技能維持のための研修を行う。

また、都道府県が主催する保健医療福祉調整本部を想定した実地訓練や、発災時に活動するリエゾンを支援するための事務局機能を設置する。

⑩ 在宅医療の体制整備に向けた連携支援事業 ※39百万円の内数

小児を含む在宅医療及び訪問看護の推進に資する、専門知識や経験を豊富に備え、地域の人材育成の取組を主導できる講師人材の養成等を行う。

⑪ 人生の最終段階における医療・ケア体制整備等事業 110百万円（60百万円）

本人の意思を尊重した人生の最終段階における医療・ケアを実現するため、本人や家族等の相談に対応する医療従事者の研修等を行う。

⑫ 院内感染対策講習会事業 12百万円（12百万円）

医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策を実施するため、医療従事者を対象として、院内感染対策の体制や具体的な対策等に関する講習会を実施する。

特定行為に係る看護師の研修修了者加速的養成事業

令和8年度概算要求額 **7.0億円**（5.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある（平成27年特定行為研修制度を創設）。
- ・特定行為研修修了者（以下「修了者」という。）の人数増加は患者のQOL向上に影響を与えることから、修了者を効率的に活用し、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠であり、既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
- ・また、特定行為研修の修了には一定期間を要するため、働きながら受講できる体制整備が求められる。
- ・さらに、特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

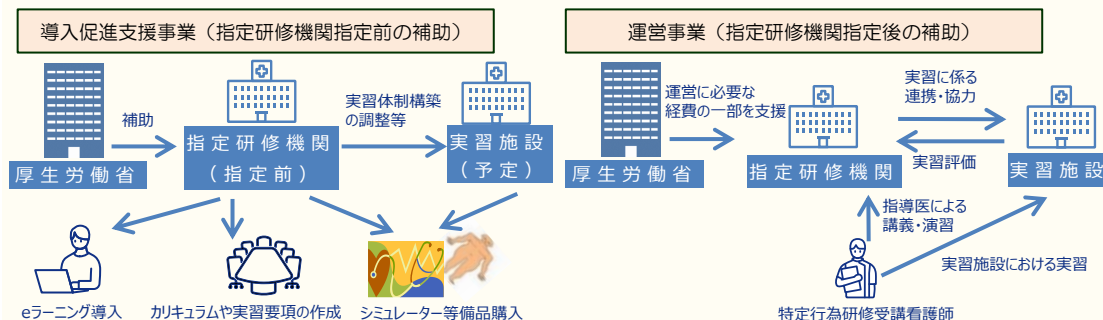
指定研修機関の確保、質の充実

（1）看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業【拡充】 1.2億円（0.9億円）

指定研修機関の更なる増加を図るため、指定研修機関の設置の準備に必要なカリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援について、箇所数を拡充して実施する。
実施主体：指定研修予定機関

（2）看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業 4.1億円（4.1億円）

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。
実施主体：指定研修機関



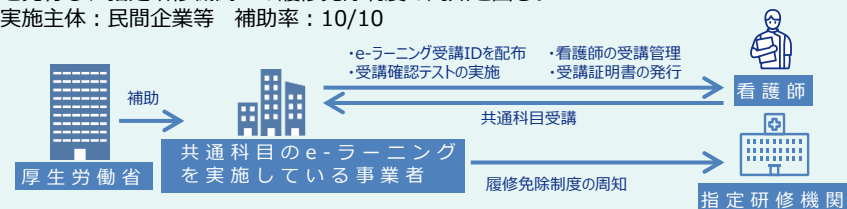
（3）看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業【拡充】 30百万円（12百万円）

看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集する。制度の普及や理解促進に係る周知・広報に資する媒体を作成し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。
実施主体：公募により選定した団体 補助率：10/10

看護師の特定行為研修の受講促進

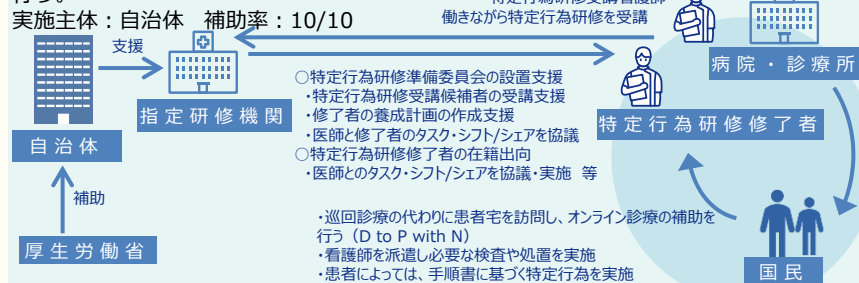
（4）看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目受講促進事業【新規】 19百万円（-）

全ての看護師に共通科目の受講機会を提供し、看護師全体の実践能力向上と特定行為研修の前倒し受講を行い、働きながら受講する看護師の負担軽減を図る。また、受講証明書を発行し、指定研修機関への履修免除制度の周知を図る。
実施主体：民間企業等 補助率：10/10



（5）離島・へき地におけるタスク・シフト/シェア推進モデル事業【新規】 1.2億円（-）

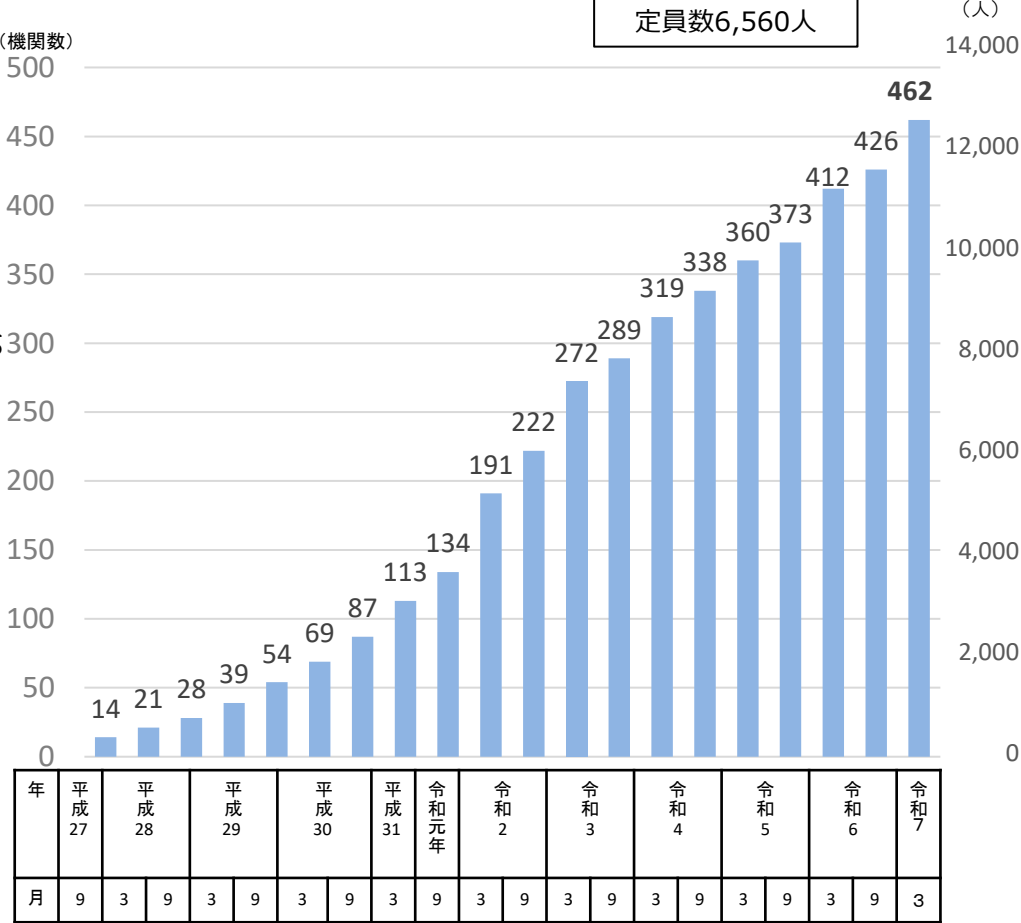
離島・へき地の病院・診療所において、看護師が在宅パッケージを含めた特定行為研修を受講できる環境の整備、修了者と医師の協働の普及を行い、タスク・シフト/シェアを推進することにより、離島・へき地における医療の確保に必要な会議費等に対する支援を行う。



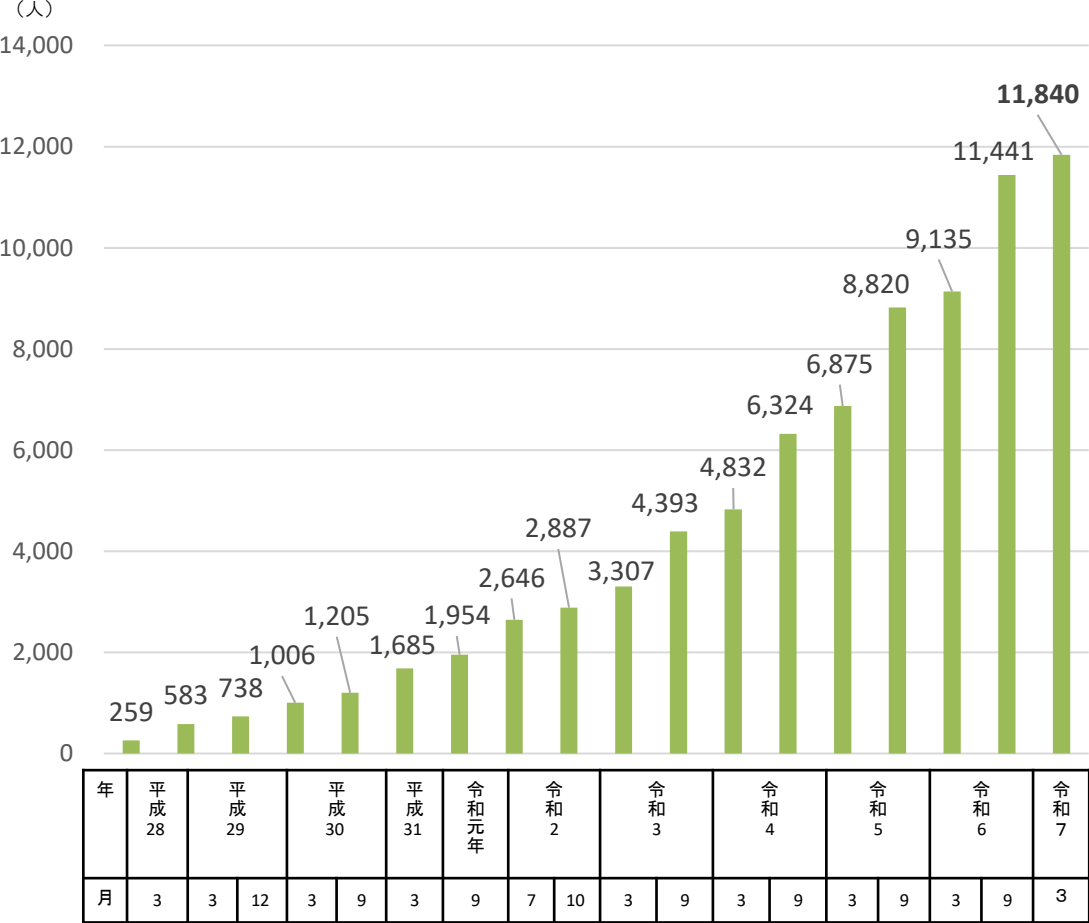
特定行為研修指定研修機関数・特定行為研修修了者の推移

- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和7年3月現在で**462**機関、年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は **6,560**人である。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており令和7年3月現在で**11,840**人である。

■ 指定研修機関数の推移



■ 特定行為研修修了者数の推移



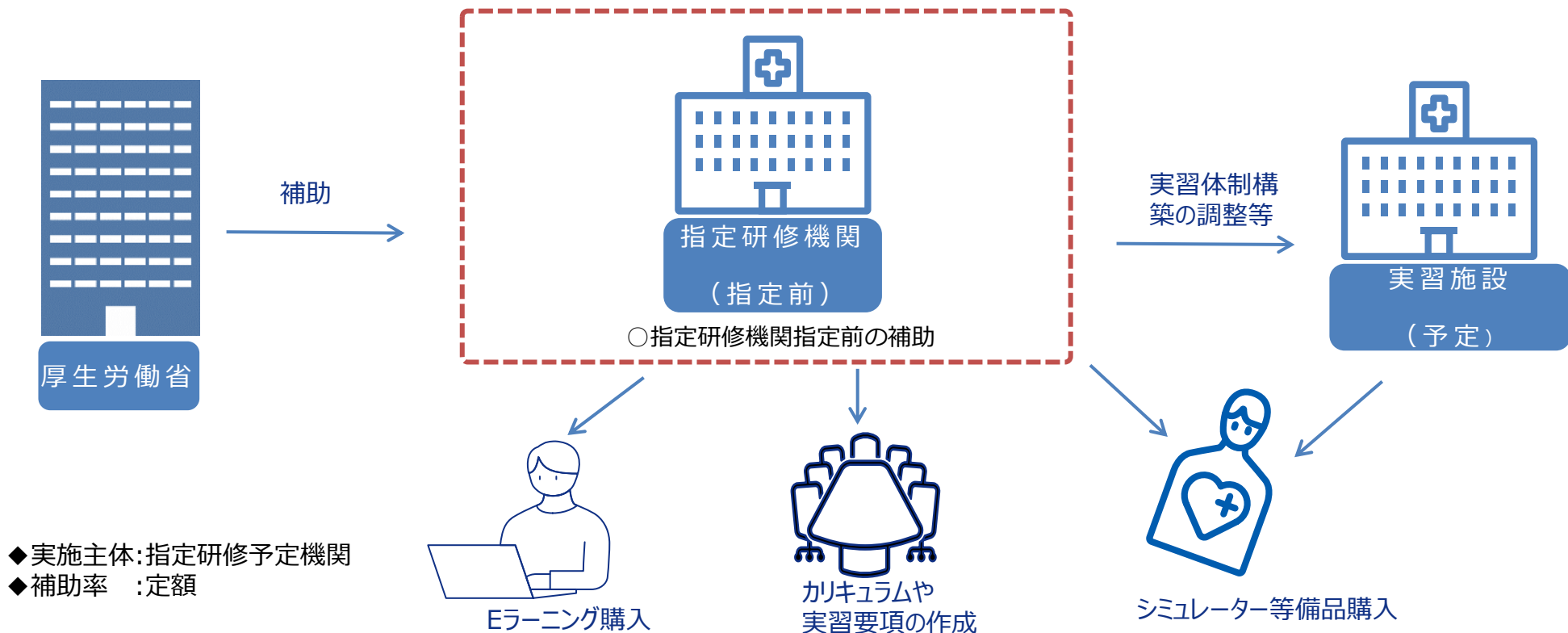
令和8年度概算要求額 1.2億円 (0.9億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。
- ・ 特定行為研修修了者を効率的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのため、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実に図るために支援を行うことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関指定前の機関に対して、指定研修機関の設置の準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。



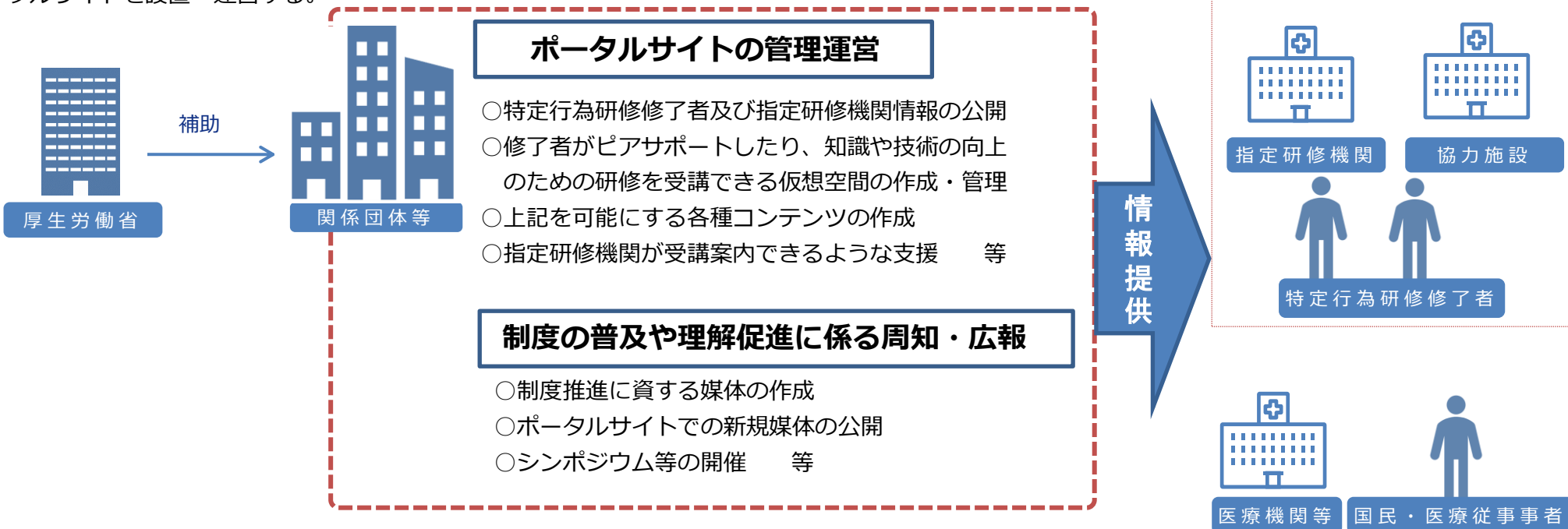
令和8年度概算要求額 30百万円（12百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。
- ・ 質の充実した研修を行うためには、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。また、地域において質の高い医療が提供できるよう、特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
- ・ そこで、特定行為研修制度が広く普及・推進されるための支援を行うことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。



◆実施主体:公募により選定した団体 ◆補助率:定額(10/10相当)

看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目受講促進事業

令和8年度概算要求額 19百万円 (－) ※ () 内は前年度当初予算額

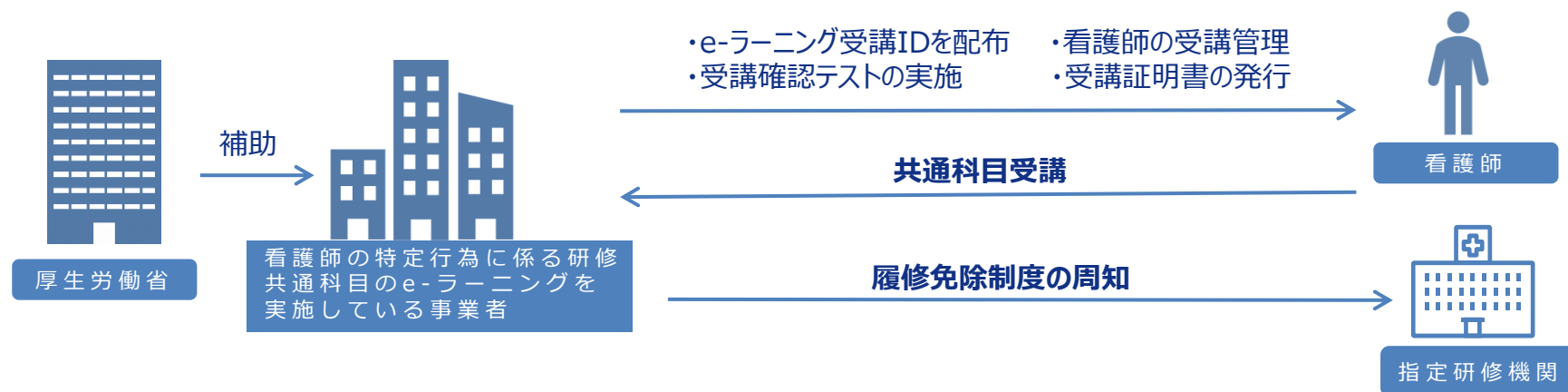
1 事業の目的

- ・ 2040年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、引き続き、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師の活躍が求められている。
- ・ 特定行為研修修了者を加速度的に増やすためには、医療機関等において多くの特定行為研修修了者を輩出する仕組みの構築が必要だが、組織的に特定行為研修修了者の養成・確保を行っている医療機関等は多くない。また、特定行為研修の修了には一定期間を要するため、働きながら受講できる体制整備が求められる。
- ・ そのため、全ての医療機関等において、看護師が特定行為研修の共通科目（※）うち3科目を前倒して受講できる仕組みを構築し、看護師の特定行為研修受講を推進する取組を行う民間企業等を支援することで、特定行為研修修了者数の増大による医療の質向上を目指す。

※共通科目：看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能であって、全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修（臨床病態生理学、臨床推論、フィジカルアセスメント、臨床薬理学、疾病・臨床病態概論、医療安全学、特定行為実践の7科目）をいう。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

全ての看護師に共通科目の受講機会を提供し、看護師全体の実践能力向上と特定行為研修の前倒し受講を行い、働きながら受講する看護師の負担軽減を図る。また、受講証明書を発行し、指定研修機関への履修免除制度の周知を図る。



◆実施主体:民間企業等 ◆補助率：定額（10/10相当）

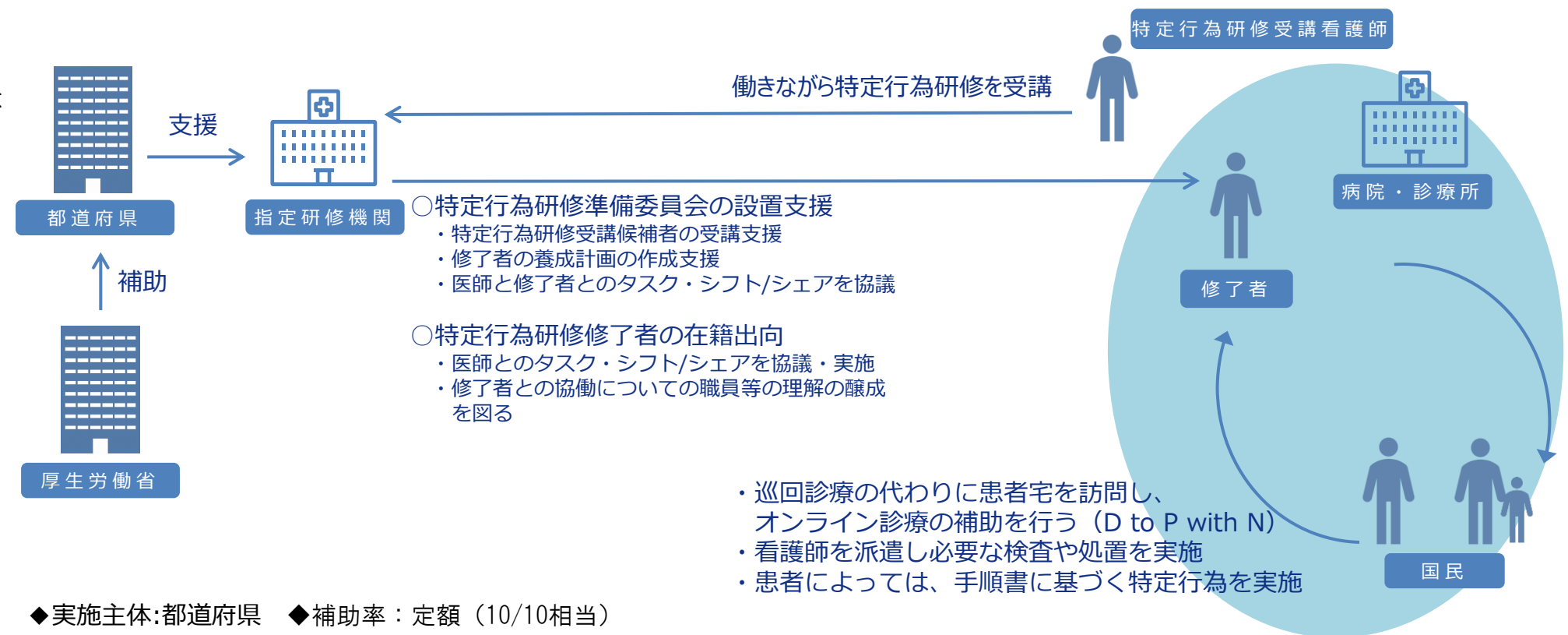
離島・へき地におけるタスク・シフト/シェア推進モデル事業

令和8年度概算要求額 1.2億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 離島・へき地の病院・診療所で医師のタスク・シフト/シェアを推進し離島・へき地における医療を確保するには、在宅パッケージを含めた特定行為研修を修了した看護師（以下「修了者」という。）との協働を普及する必要がある。
- そこで、離島・へき地の病院・診療所において、地域のニーズにあった区分を精査し、それらの特定行為研修を受講できる環境の整備、修了者と医師の協働の普及を行い、タスク・シフト/シェアを推進することにより、離島・へき地における医療を確保する。
- また、看護職員数が限られ特定行為研修を受講しにくい離島・へき地の病院・診療所において、看護師が特定行為研修を受講できる環境の整備と、修了者の活動の普及を促すことは、看護職員（修了者）の確保対策に資するものである。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和8年度概算要求額 28百万円（66百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

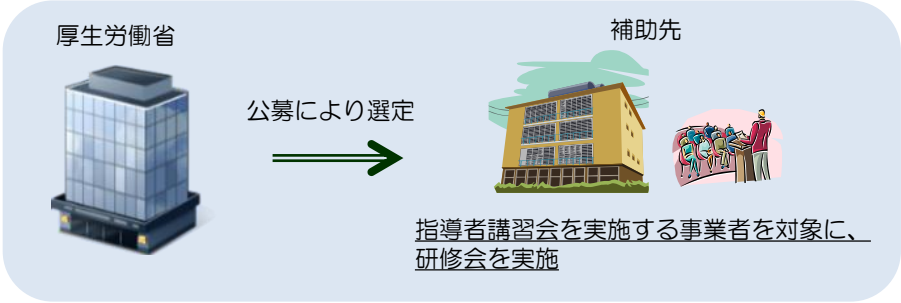
- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効率的に実施するためには、指導者リーダーの育成と特定行為を実践していくための研修修了後のフォローアップが重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効率的な指導ができる指導者リーダーの育成及び、修了者のスキルの維持、向上を目指す。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加、特定行為研修修了者の一層の活用の推進を図るため、特定行為研修に対する現場のニーズや特定行為研修修了者の活動の実態、介護保険施設等における研修の受講状況等、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。

2 事業の概要

指導者リーダー育成事業

特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

- ・ 目 的：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
- ・ 概 要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・ 補助先：公募により選定された団体



実態調査・分析事業

- ① 研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
 - ② 指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修についての実態調査及び分析等
 - ③ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
 - ④ 特定行為研修修了者による活動の効果等の医療の質に関する多面的なデータの大規模な収集及び分析等。さらに、得られたデータを継続的に収集可能にするための方法とデータの活用方策の検討等
 - ⑤ 調査結果の公表・周知 等
- ◆補助先：公募により選定された団体

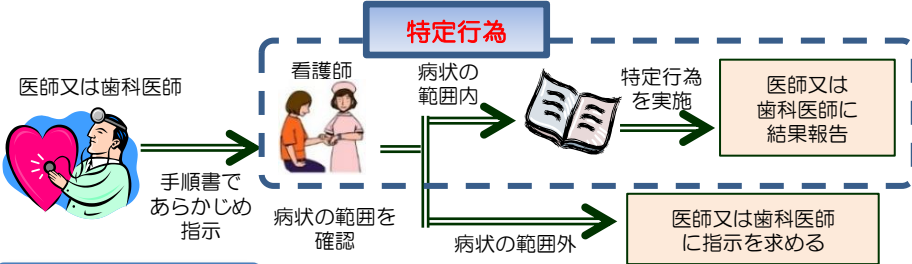
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

令和8年度概算要求額（令和7年度当初予算額）医療提供体制施設整備交付金39億円の内数
（医療提供体制施設整備交付金38億円の内数）

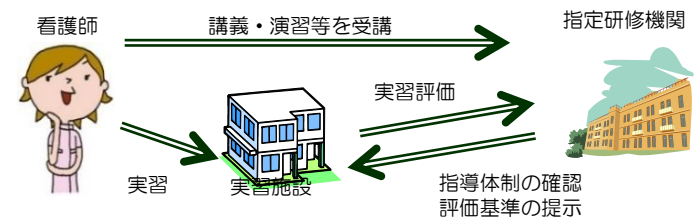
事業目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

（補助先）

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

（補助率）

1／2（国：1／2、指定研修機関等：1／2）

ICTを活用した在宅看取りに関する研修等事業

令和8年度概算要求額 22百万円（15百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）における、看取りのための入院や、死後診察のために遺体を長時間保存・長距離搬送するなど、患者や家族が不都合を強いられているとの指摘を踏まえ、医師による死亡診断に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修が実施されている。
- 2040年を踏まえ、在宅での看取りについて、医師の死亡診断に係る手続きの整備を図ることを目的に、医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師の研修に加え、遠隔からの死亡診断を適切に実施するための検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業

『医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会』の実施

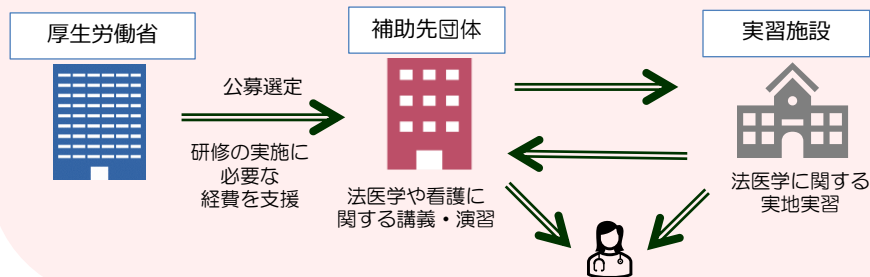
講義・演習

- ◆法医学に関する一般的事項
死因究明・死因統計制度、死因論、内因性急死、外因死
- ◆ICTを利用した死亡診断等の概要、関係法令
- ◆ICTを利用した死亡診断等の制度を活用する患者・家族への接し方（意思決定支援含む。）
- ◆実際に使用する機器を用いたシミュレーション

実地研修

- ◆2体以上の死体検案若しくは解剖に立会うこと
又は1体以上の死体検案若しくは解剖の立会い及び実地研修を代替する講義を受講

※「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づき実施



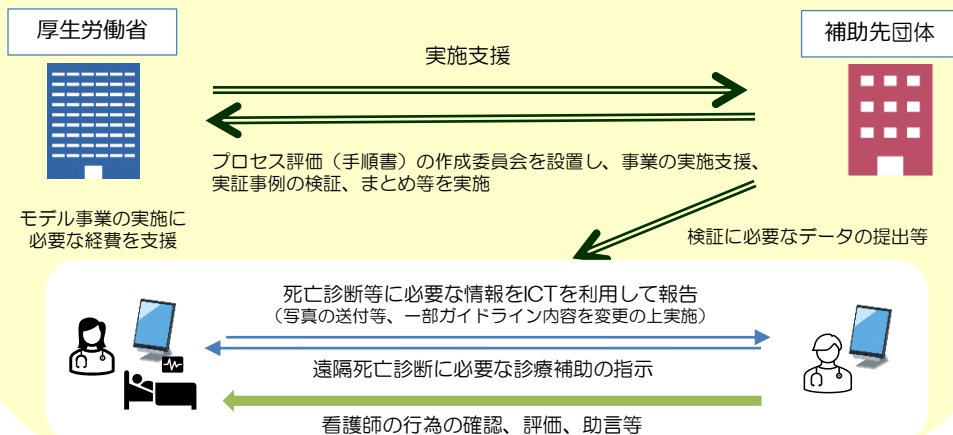
◆実施主体：公募にて選定 ◆補助率：定額（10/10相当）

ICTを活用した在宅看取りモデル検証事業【拡充】

遠隔からの死亡診断を適切に実施するための検証等を実施

これまで遠隔からの死亡診断等を行ったことはないものの、日常的に対面の死亡診断等を行っている特別養護老人ホーム等において、研修を修了した看護師が医師の指導の下で遠隔からの死亡診断等に必要な情報の報告を行い、遠隔からの死亡診断を適切に実施するための検証等を行う。

- ・看護師による実践とプロセス評価
- ・チェックリスト（手順書）の作成・検証
- ・（実施した者に対し）遠隔からの死亡診断等を実施した際の課題点（実施に至らなかった者に対し）死亡診断等を実施するに至らなかった背景等についての実態調査
- ・事業の検証と結果の取りまとめ、実践例の周知等



看護教員及び実習指導者の資質向上

看護教員等養成支援事業（通信制教育）令和8年度概算要求額（令和7年度当初予算額）9百万円（8百万円）

事業目的

eラーニング（看護教員等養成支援事業（通信制教育）学習サポートシステム）を活用することにより、専任教員養成講習会及び実習指導者講習会の受講機会を拡大し、教員及び実習指導者の確保を目的とする。

事業概要

専任教員養成講習会実施要領（「看護教員に関する講習会の実施要領について」令和2年9月24日医政発0924第3号医政局長通知）によって実施される専任教員養成講習会及び保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱（令和2年9月24日医政発0924第5号医政局長通知）によって実施される実習指導者講習会の一部の教育内容について、実施団体が学習システムを運用し、通信制教育（eラーニング）を行う。具体的内容は以下のとおり。

① eラーニングコースの運用

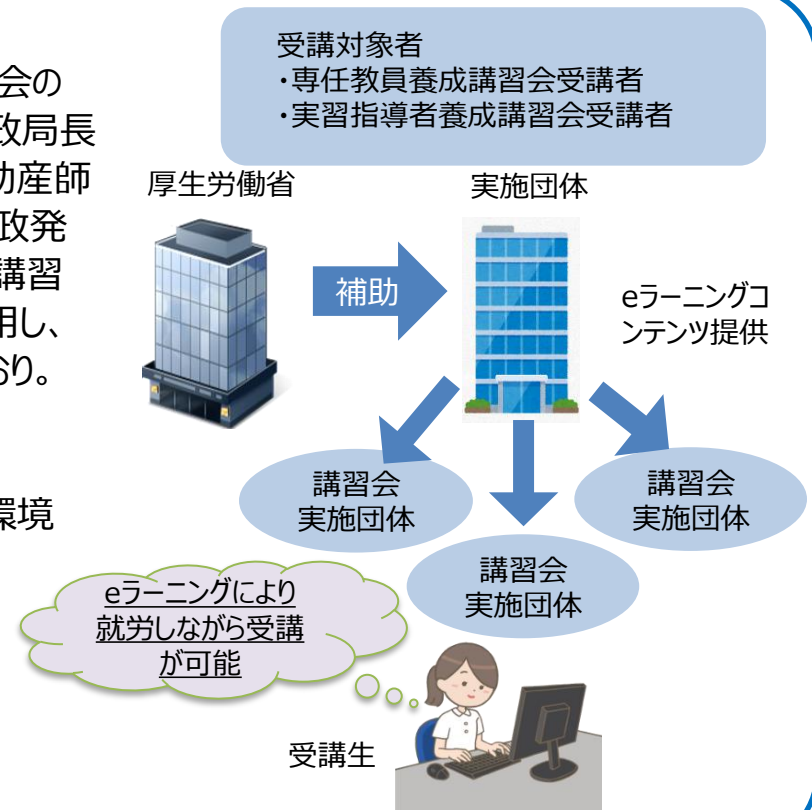
複数の受講者が同日・同時間に受講することが可能な運用環境整備

② 問い合わせに対する体制整備

eラーニングコースの受講に関する問い合わせの対応 等

③ 管理機能の提供

受講者の受講進捗状況、質問内容、受講成績等の集計



委託先

公募により選定した団体

看護教員教務主任養成講習会事業

令和8年度概算要求額（令和7年度当初予算額） 12百万円（11百万円）

事業目的

保健師助産師看護師学校養成所指定規則において、看護師学校養成所に専任教員及び教務に関する主任者（教務主任）を配置することが規定されている。教務主任にはいくつかの要件があり、その要件のひとつに教務主任養成講習会（以下「講習会」という。）を修了することが規定されている。教務主任養成講習会では、看護教育方法・評価方法の開発や看護学校の経営に関する科目など、看護教育の質の向上に資する教育が求められている。

そこで本事業は、看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした講習会の実施に必要な経費を支援する。

事業概要等

【講習会の実施】

講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者が「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」に沿って実施する



補助



講習会実施団体



教育内容	授業内容	単位数	時間数
看護教育方法・評価開発	看護教育方法・評価開発*	1	15
	看護教育方法・評価開発演習	1	30
看護学校経営	看護学校経営論*	2	30
	看護学校経営論演習	2	60
看護学教育課程開発	看護教育課程開発	2	30
	看護教育課程開発演習	3	90
合計		11	255

* eラーニング活用可能

教務主任について

- ・専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること（保健師助産師看護師学校養成所指定規則）
- ・教務主任となることができる者は、①専任教員の経験を3年以上有する者 ②厚生労働省が認定した教務主任養成講習会修了者のいずれかとしている。（看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて 医政発0331第21号）
- ・教務主任は、リーダーとして看護師等養成所の教育課題を分析し、課題解決を図る。また、カリキュラム運営の先進者となることが役割として求められる。（専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン）

看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業

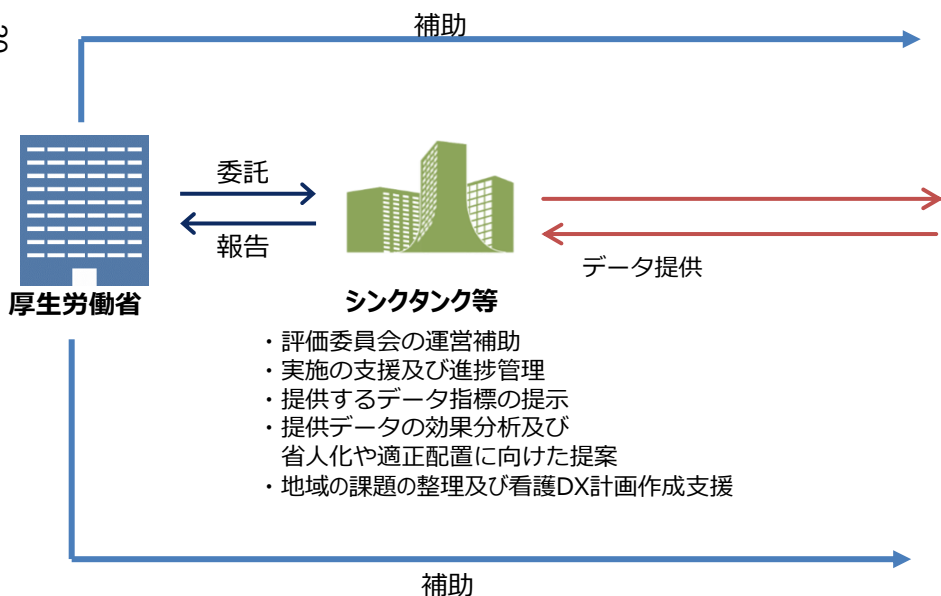
令和8年度概算要求額 1.6億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 看護現場における省人化に向けた今後の検討に資するエビデンスを収集するため、看護業務効率化に効果のあった機能を有する機器の導入を促進し効果検証を行う。加えて、看護DX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組む際の参考となるよう病床機能や施設規模等に応じた事例集を作成し普及展開することで省力化ニーズのある全国の医療機関等の看護業務効率化を一層推進する。
- 在宅医療においては、2040年に向けて在宅療養患者が増加する中、限られた人材で訪問看護など効率的なサービスを提供できるよう地域で整備することが喫緊の課題であることから、地域の関係機関が連携して地域で求められる取組を実施することでデータを収集し、訪問看護などのサービスの適正配置や省人化に資するエビデンスを収集する。

2 事業の概要・スキーム

- 看護DXを促進するため、医療機関等におけるICT機器を活用した効率的・効果的な看護業務の検証等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
- 病院、診療所、訪問看護ステーションが連携して、在宅療養生活の整備、在宅医療の関係職種間の情報共有、通院困難な患者のオンライン診療等について、ICT機器を用いた効率的・効果的な看護実践の検証等の実施に必要な経費に対する支援を行う。



1.施設内のDX

病院

診療所

訪問看護ステーション

- 看護職員の業務効率化を目的に、音声入力システム、バイタルサイン値等の自動反映、インターコミュニケーションシステム（インカム）等のICT機器を導入した看護実践を実施。
- 看護業務の効率化や省人化にどの程度寄与しているか、費用対効果、ケアの質、の評価効果検証に必要なデータを提供する。

2.地域におけるDX

病院・診療所・訪問看護ステーション

- 地域の関係機関が連携して効率的なサービスを提供することを目的に、ICT機器を導入して、以下のような看護実践を実施。
- ①在院日数が短縮する中、退院直後等は在宅療養生活の準備が十分ではない患者もいるため、看護師がバイタルサイン等のモニタリングを行い、安定した在宅療養生活の早期実現
- ②患者の在宅療養に関わる関係者で情報共有ができる仕組みを構築し、タイムリーな患者の状況に応じた訪問看護の提供
- ③スマートグラス等を活用した患者の状態を医師と共有する仕組みを構築し、患者の状態に合わせた処置等を実施 等

3 実施主体等

◆実施主体：① シンクタンク等（委託） ② 施設内DX 13カ所（補助率1/2）、地域におけるDX 5カ所（補助率10/10）程度

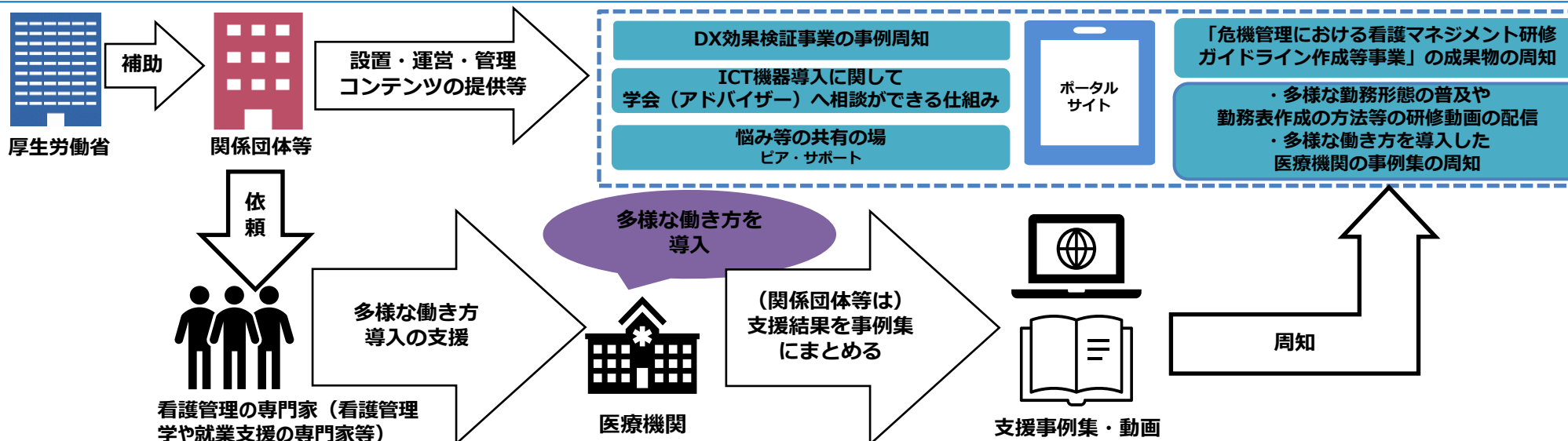
令和8年度概算要求額 41百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・2024年4月からの医師の労働時間上限規制開始に伴いこれまで以上に看護業務の効率化が必要となっており、看護現場におけるデジタルトランスフォーメーションを推進するためには、ICT機器の導入にあたって看護管理者等が抱える課題等を相談できる体制の構築が必要である。
- ・また、働き方改革が進む中、子育て等による時短勤務や夜勤免除の職員が増加し、夜勤を担える看護職員の確保が課題となっており、看護職員が働き続けることができる多様な勤務形態や職場環境の在り方等の整備が必要である。
- ・そこで、多様な勤務形態の普及動画等を含めたポータルサイトの設置・運営を行い、その中で看護管理者等がアドバイザーから助言を受けられる体制等を構築するとともに、多様な働き方の導入を検討する医療機関に対して看護管理の専門家（労務管理、人材管理等）による支援を実施し、その支援結果を事例集としてポータルサイトで広く普及していくことで、看護管理者等の能力向上を図る。
- ・なお、医療機関に対する支援は当該地域で継続して実施できるよう、都道府県ナースセンターとも連携して実施する。

2 事業の概要・スキーム

看護管理者等向けのポータルサイトの設置、運営及び管理や、当該サイト内に研修を受けられる場、アドバイザーへ相談し助言を受けられる場、成果物を周知できる場等のコンテンツ作成等に必要な経費に対する支援を行う。
また、病院が多様な働き方の導入を行うための支援を行い、その支援結果をまとめた事例集を作成、周知する。



3 実施主体等

◆実施主体：関係団体等

◆補助率：定額（10/10相当）

中央・都道府県ナースセンター（事業概要）

○中央ナースセンター（人材確保法第20条）：1か所【各都道府県ナースセンターの中央機関】

- ①都道府県ナースセンターの業務に関する啓発活動
- ②都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整、指導その他の援助
- ③都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供
- ④2以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動
- ⑤その他都道府県ナースセンターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務

○都道府県ナースセンター（人材確保法第14条）：47か所【看護職員確保対策の拠点として無料職業紹介などの事業を行う機関】

各都道府県の看護職員確保対策の拠点として、

- ①近年の少子化傾向から若年労働力人口の減少を踏まえ、潜在看護職員の就業促進を行うナースバンク事業
- ②高齢社会の到来に対応するための訪問看護支援事業（訪問看護師養成講習会等）
- ③看護対策の基盤となる「看護の心」の普及に関する事業

※平成10年度 運営費を一般財源化

ナースセンターによる看護職員の復職支援の強化

都道府県ナースセンターによる看護職員の復職支援を強化するため、看護師等人材確保促進法を改正（平成27年10月1日施行）

- 看護師等免許保持者による届出制度の創設**－ 看護職員が病院等を離職した際などに、連絡先等を都道府県ナースセンターへ届け出る（努力義務）
- ナースセンターの機能強化**－ 復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんと復職研修の一体的実施などニーズに合ったきめ細やかな対応
－ 事業運営について地域の医療関係団体が協議、ハローワーク等と密接な連携、支所等の整備による復職支援体制の強化

都道府県ナースセンター

届出情報に基づき、離職後も一定のつながり確保し、本人の意向やライフサイクル等を踏まえて、積極的にアプローチして支援

【支援の例】

- ・復職意向の定期的な確認
- ・医療機関の求人情報の提供
- ・復職体験談等のメールマガジン
- ・復職研修の開催案内
- ・「看護の日」等のイベント情報
- ・その他復職に向けての情報提供

届出データベース
「とどけるん」

助言等

都道府県看護協会が医師会、病院団体等とナースセンターの事業運営について協議

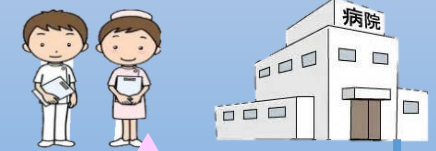
連携

ハローワークや医療勤務環境改善支援センター等と密接に連携

支援体制強化

より身近な地域での復職支援体制を強化（支所等の整備）

医療機関等に勤務する看護師等



離職

離職時の届出

※代行届出可

届出

復職

離職中の看護師等



- ・子育て中
- ・求職中
- ・免許取得後、直ちに就業しない
- ・定年退職後 など

ニーズに応じた
復職支援

■ 看護師等人材確保法に基づく看護師等免許保持者の届出（平成27年10月1日施行）

○看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）は、病院等を離職した場合などにおいて、住所、氏名などの情報を都道府県ナースセンターに届け出るよう努めなければならない。

1 届け出るタイミング

①病院等を離職するなど以下の場合

- 病院等を離職した場合 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師の業に従事しなくなった場合
- 免許取得後、直ちに就業しない場合
- 平成27年10月1日において、現に業務に従事していない看護師等

②既に届け出た事項に変更が生じた場合

2 届け出る事項

- 氏名、生年月日及び住所
- 電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- 保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 就業に関する状況

3 届け出る方法

- 届出は、インターネット経由でナースセンターに届出する方法を原則とする。
<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>（看護師等の届出サイト「とどけるん」）

4 関係者による届出の支援

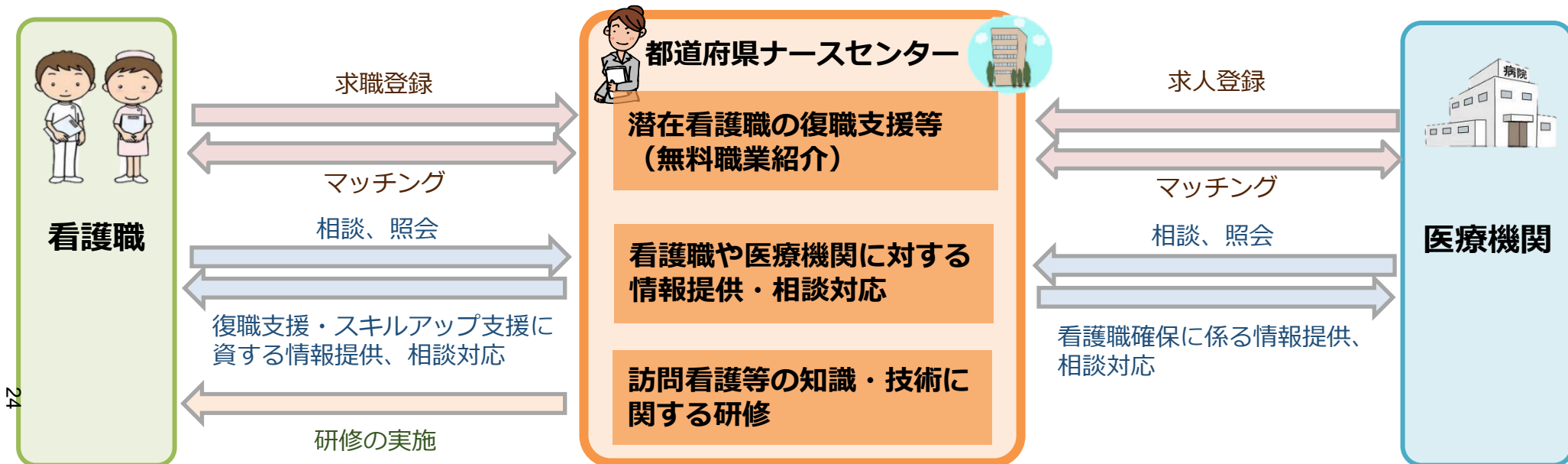
①以下の者は、上記の届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 病院等の開設者 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師の学校及び養成所の設置者

②「支援」とは、看護職員に対して届出を行うよう促す、看護職員に代わって一括して届出を行う、学校・養成所においてはキャリア教育の一環として届出制度について学生を教育する 等

都道府県ナースセンターによる看護職の就業・資質向上支援

都道府県ナースセンターは、①潜在看護職の復職支援等（無料職業紹介）、②看護職や医療機関に対する情報提供・相談対応、③訪問看護等の知識・技術に関する研修の実施等を通じて、地域における看護職の就業・資質向上を支援している。



24

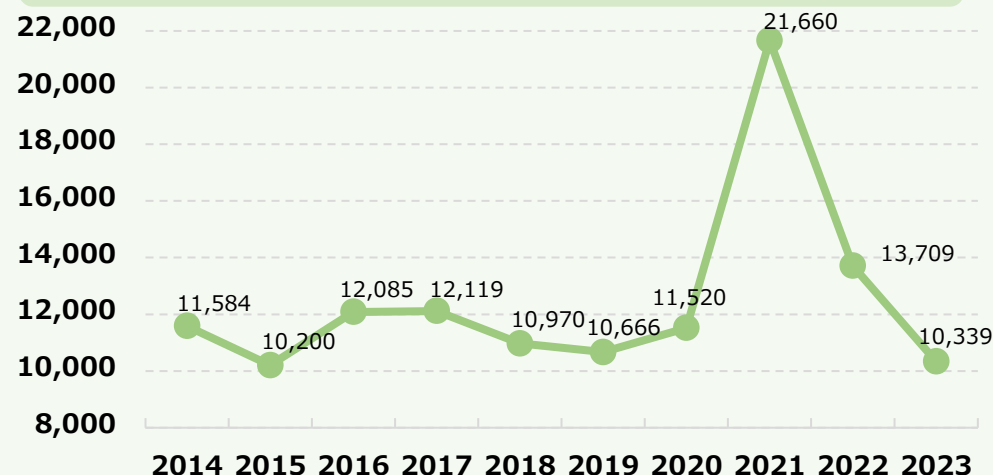
中央ナースセンター

連絡調整、指導等の援助、
情報提供等

都道府県・関係団体・
ハローワーク等

緊密に連携し、地域課題の解決に
資する看護職確保策を実施

都道府県ナースセンターの無料職業紹介による就業者数の推移



※ 2021年度（令和3年度）は、ワクチン接種業務等の新型コロナ関連業務への就職が増え、都道府県ナースセンターの紹介による就職者数が特に増加。（その前後の年度も、新型コロナ関連業務が一定程度あり、例年よりは就職者数が少し多くなっている。）

※平成30年末時点の推計では、
65歳未満の就業者看護職員数は約154.0万人（平成22年末：約139.6万人）、
65歳未満の潜在看護職員数は約69.5万人（平成22年末：約71.5万人）

（資料出所）令和2年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「新たな看護職員の働き方等に対応した看護職員需給推計への影響要因とエビデンスの検証についての研究」（代表研究者：小林美亜）、平成24年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「第七次看護職員需給見通し期間における看護職員需給数の推計手法と把握に関する研究」（代表研究者：小林美亜）

令和8年度概算要求額 3.8億円（2.6億円） ※（ ）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 31百万円

1 事業の目的

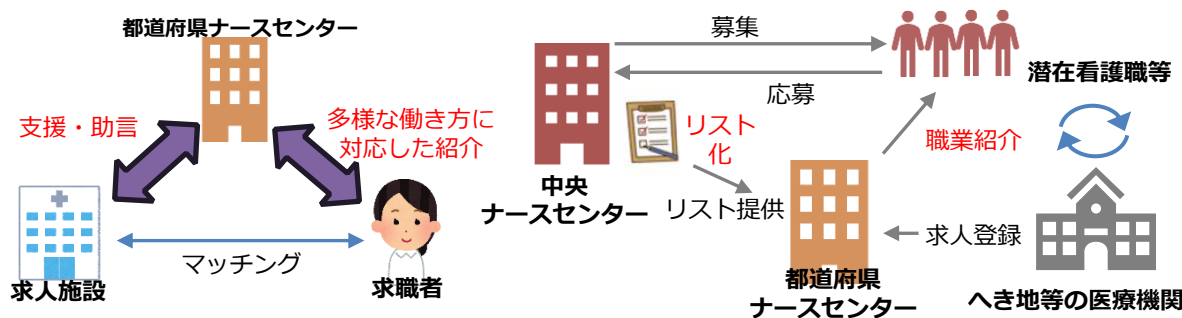
- ・ 少子高齢化の進行に伴い、現役世代（担い手）が減少する中で、今後も増大する看護ニーズに対応していくためには、看護職員の確保が必要であり、医療機関等における看護職員の確保は、引き続き、重要な課題となっている。
- ・ このため、マッチングが困難な事例を分析し、求人施設が求める条件と求職者が求める条件の乖離解消に向け、求人施設に対し支援・助言を行い、効果的な求人の提示とマッチング率の向上につなげる。
- ・ また、へき地をはじめとした看護職員確保が特に困難な地域において、必要な看護職員が確保できるよう、中央ナースセンター（日本看護協会）が都道府県ナースセンターと連携して、潜在看護職の活用も含め、全国から看護職員を募集し、調整を行う。
- ・ 加えて、都道府県ナースセンターで公共職業安定所（ハローワーク）と情報共有し無料職業紹介を実施しているが、現在は、両者の求人票等の記載事項は統一されていないことから、ナースセンター・コンピュータ・システム（NCCS）を改修し、一般的な記載事項についてナースセンターの様式をハローワークの様式に統一することにより業務を効率化し、無料職業紹介事業の更なる充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

①多様で柔軟な働き方に対応したマッチングの推進（21百万円）

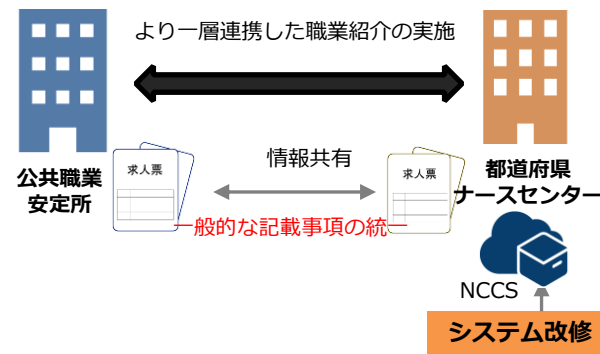
求人施設が求める条件と、求職者が求める条件の乖離解消に向け、都道府県ナースセンターに対し講師を派遣し、マッチング率が低い医療機関等の分析を行い、支援・助言を行うことで、効果的な求人の提示とマッチング率の向上につなげる。

中央ナースセンターが、潜在看護職等も含めた全国の看護職員に対し、へき地をはじめとした地域での勤務の魅力のPR等の情報発信を行い、問い合わせがあった者などをリスト化して都道府県ナースセンターに橋渡しを行い、都道府県ナースセンターの無料職業紹介事業に活用する。



②NCCS改修による無料職業紹介事業の充実（97百万円）

都道府県ナースセンターの求人票等における一般的な記載事項をハローワークのものと統一することで、情報共有における業務効率化や求職者の利便性向上を進め、無料職業紹介事業の更なる充実を図る。



3 実施主体等

◆実施主体：公益社団法人 日本看護協会

◆補助率：定額（10/10相当）

災害・感染症に係る看護職員確保事業

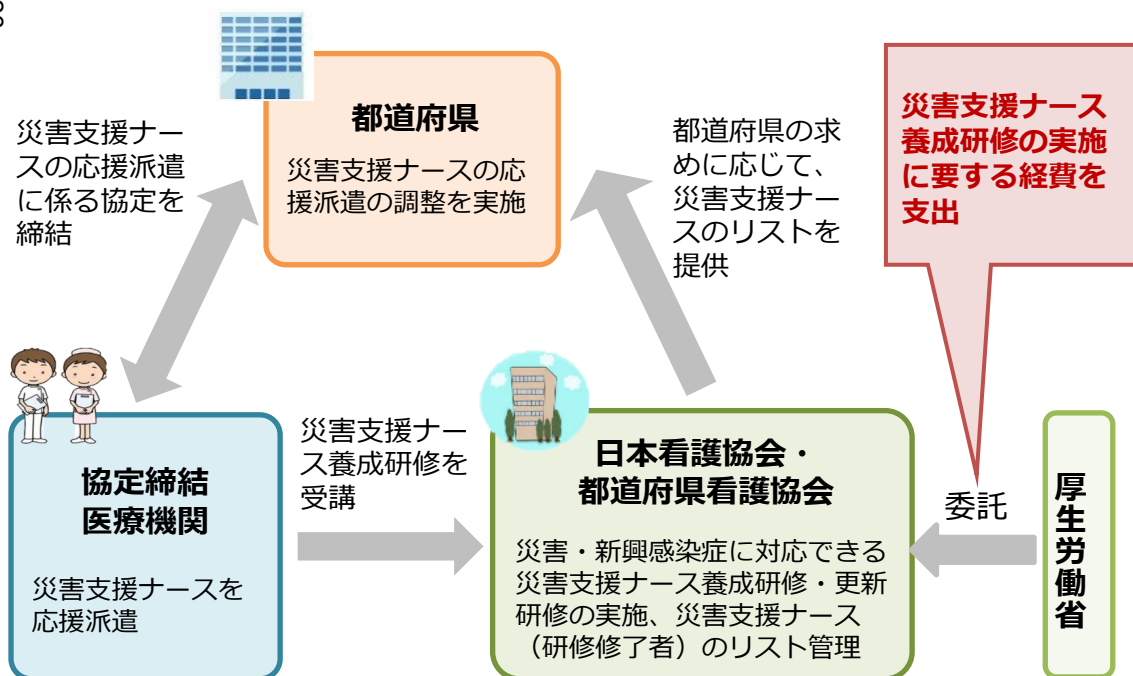
令和8年度概算要求額 88百万円（56百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

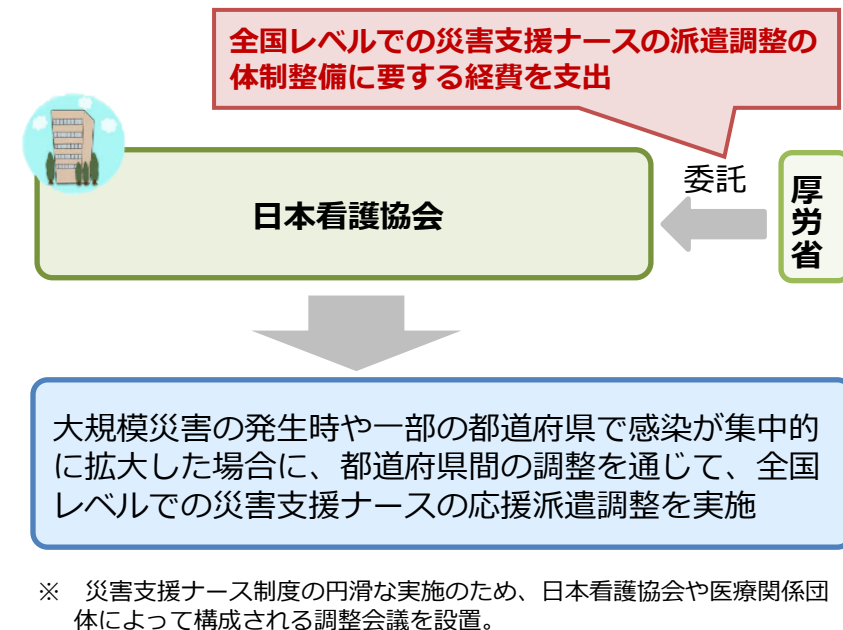
- 災害や新興感染症の発生に際して、都道府県において迅速に看護職員の確保を図るためには、災害や新興感染症の発生時に他の医療機関等への応援派遣に適確に対応できる看護職員（災害支援ナース）の養成を推進して、リスト化するとともに、大規模災害の発生時や一部の都道府県で感染が集中的に拡大した場合において、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整できる体制の整備が必要。
- このため、厚生労働省からの委託に基づき、日本看護協会・都道府県看護協会において、災害・新興感染症に対応できる災害支援ナースの養成研修を幅広く実施して、リスト化を進めるとともに、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整できる体制を構築する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

1. 災害・新興感染症に対応できる災害支援ナースの養成



2. 全国レベルでの災害支援ナースの派遣調整の体制整備



人口減少社会の看護師等養成所における遠隔授業推進支援事業

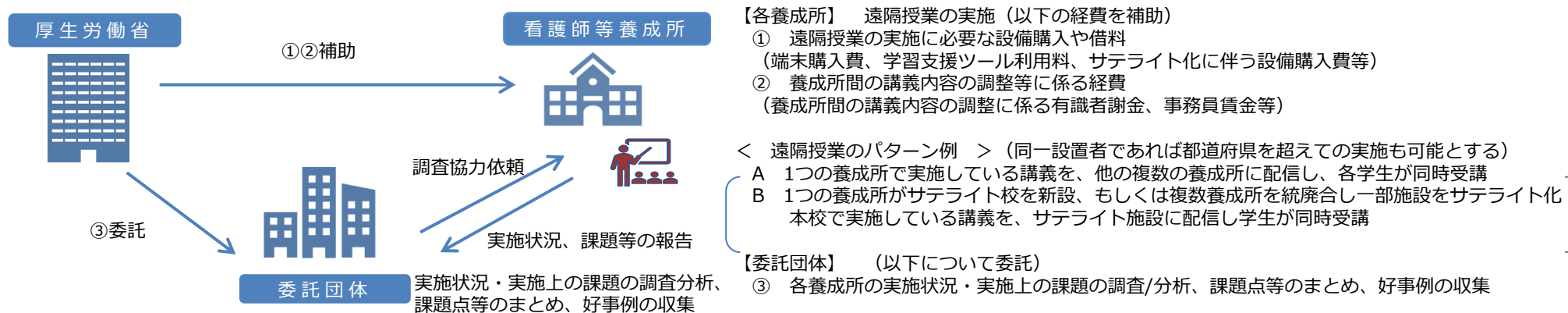
令和8年度概算要求額 1.2億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・少子化に伴う18歳人口の減少により、看護師等養成所（以下「養成所」という。）への入学者数の減少、定員充足率の低下が顕著であり、学生不足が課題となっている。今後の持続的な看護人材の確保のためには、多様な学生のニーズに合った魅力的な学習環境の整備による総合的な学生確保策の推進が必要。
- ・一方、養成所の安定的な経営や教育の質の維持向上のためには、既存の施設設備及び教員の有効活用を図ることと同時に、各教員の業務負担の軽減を図ることも必要である。
- ・現場からは、遠隔授業の実施や、受講する場としてのサテライト施設の新設を検討している声もあり（令和6年度実施の都道府県を対象としたアンケートでは遠隔授業の実施については7割、サテライト施設設置については3割のニーズがあると回答）、令和6年度実施の一般社会人を対象としたニーズ調査でも、遠隔授業での受講を希望する声も多数聞かれているところ。
- ・本事業は、遠隔授業の推進を図るための養成所の取り組みに対して支援を行い、多様な背景を持つ学生のニーズにあった魅力的な学習環境の整備、既存施設設備及び教員の有効活用、各教員の授業準備にかかる業務負担の軽減等に資することを目的として実施する。

2 事業の概要・スキーム

- ・看護師等養成所（以下「養成所」という。）においては、各養成所の特性に応じ、遠隔授業を実施。
そのために必要な ①設備整備費、②養成所間の講義内容の調整等に係る経費を補助。
- ・③各養成所の実施状況や課題について調査・分析し、複数養成所で同一講義を遠隔で提供する場合の課題点、好事例についてとりまとめる。【委託】



3 実施主体等

◆実施主体：①②看護師等養成所、③看護系団体等（委託） ◆補助率：定額（10/10相当）

医療専門職支援人材確保・定着支援事業

令和8年度概算要求額 10百万円（10百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医師の働き方改革を進めるにあたっては、医師・看護師等の医療専門職から、看護補助者や医師事務作業補助者のような「医療専門職支援人材」へのタスクシフト・タスクシェアが重要であるとされている。
医療専門職支援人材については、人材と医療機関とを結ぶ適切なアプローチが十分にできておらず、人材の数的確保や入職後の人材定着が進んでいない状況となっている。
引き続きリーフレットやポスター、PR動画及び手引書等のコンテンツの更新、ハローワーク等へのPR活動を通じて人材確保・定着支援を行う。加えて医療専門職間の実態調査を行い医療専門職支援人材確保・定着支援事業の促進を図る。

2 事業の概要

- 医療専門職支援人材の業務内容や魅力、医療専門職支援人材となる方法等を示したリーフレットやポスター、PR動画及び手引書等のコンテンツの更新、ハローワーク等でのPR活動を推進、医療機関への周知・啓発を行う。また医療専門職支援人材が継続して医療機関で勤務できるよう、医療機関向けに支援人材の定着促進に資するセミナー研修、先進的な取組を行う医療機関の好事例の横展開を実施する。タスクシフト・タスクシェアが進んでいくことで起きる医療専門職間への業務量の偏りが起きていないか等の実態調査を実施。

3 事業スキーム・実施主体等

＜事業イメージ＞

＜人材確保事業＞

リーフレットやポスター、PR動画及び手引書等コンテンツの更新



（主な取組）

医療専門職支援人材の職種や魅力、仕事内容をPRするリーフレットやポスター、PR動画及び手引書等のコンテンツを更新する。

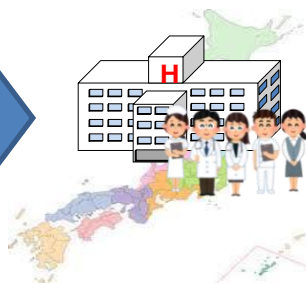
ハローワーク等でのPR



（主な取組）

ポスターをハローワーク等で掲示する／動画をHPに掲載する等により、年齢層問わず幅広く周知する。

各医療機関で就業



＜定着支援事業＞



医療専門職間の
実態調査

（主な取組）

定着促進に資するセミナー研修や医療機関向けに支援人材の活用をテーマにした研修等の開催を実施。定着に関する先進的な取組を行う医療機関の好事例の横展開。また、医療専門職間の実態についての調査も実施。

＜実施主体等＞

実施主体
委託費（公募により
選定）

補助率・単価
定額

助産師活用推進事業

背景

令和8年度概算要求額（令和7年度当初予算額）医療提供体制推進事業費補助金 283億円の内数（医療提供体制推進事業費補助金 267億円の内数）

- 積極的な助産師活用の場として、院内助産*1、助産師外来*2、助産所等が挙げられ、医師との協働のもと、その専門性をさらに活用することで、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、妊婦の多様なニーズに応えることが期待される。
- 医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスクシフティング・タスクシェアリングの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要。

*1「助産師外来」 緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が医師と役割分担をし、妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うこと。

*2「院内助産」 緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制。（※医療法における「助産所」には該当しない）

対象経費

助産師活用推進事業に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料（非常勤）、委託費

主な目的や方法

助産師出向

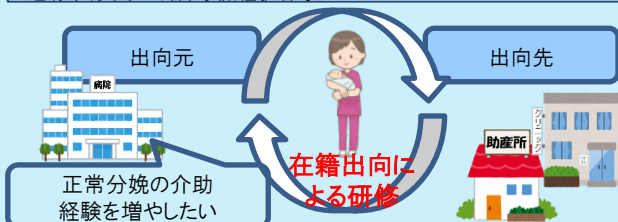
の検討、計画立案、運営、評価等

▶ 多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難

出向により、分娩経験を高められ助産実践能力が向上

- 都道府県協議会*の設置
- 実践能力の高い助産師を育成

*既存の看護職員確保や助産師出向支援等の協議会でも可
（都道府県看護協会、助産師会、都道府県医師会・産婦人科医会、都道府県行政担当者、学識経験者等）



【具体的な例】

- ・助産所で勤務する助産師による
病院・診療所でのハイリスク妊産婦の管理
- ・病院で勤務する助産師の助産所での妊産婦への支援や
産後ケア事業の実施
- ・新生児蘇生の技術修練
- ・助産学生の実習施設確保のための調整
- ・助産師の偏在の実態把握の調査
- ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置

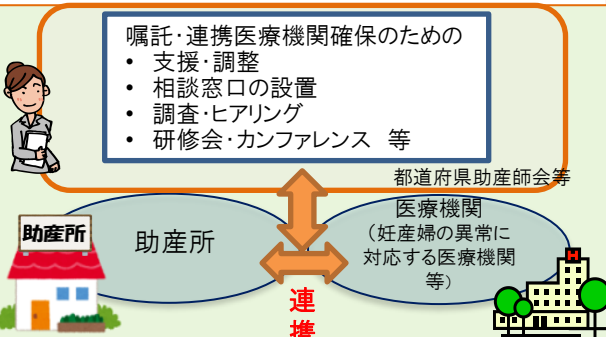
など

助産所と嘱託連携医療機関等の連携

に係る支援

協議会の設置などにより、

- 助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握
- 助産所において、嘱託・連携医療機関等を円滑に確保できるよう調整・支援



【具体的な例】

- ・助産所と医療機関の
- 連携状況のヒアリング
- 連携についての情報交換会
- 連携した産後ケアの実施にむけた支援・調整
- オープンシステム/セミオープンシステムの活用に向けた
調整・調査
- ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置

など

院内助産・助産師外来 の実際及び効果についての理解促進

- ▶ 院内助産・助産師外来を実施するためには、
産科医師等の理解・協力が必要



産科医師等を対象に、院内助産等の実施までのプロセスや効果等についての理解促進を目的とした取組を実施

- 院内助産等の実施に関する講演・セミナー・シンポジウム等
- 院内助産・助産師外来ガイドライン改訂版(H30)の周知

【具体的な例】

- ・関係者の理解促進のための院内研修や勉強会の実施
- ・情報収集のための他施設の見学
- ・業務マニュアルの策定の支援
- ・院内助産・助産師外来の実施及び効果についての調査

など

地域医療介護総合確保基金で実施する主な看護関係事業（例）について

（１）病床の機能分化・連携

○ 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備

院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。

（２）在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

○ 在宅医療推進協議会の設置・運営

県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。

上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。

○ 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。

上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

○ 特定行為に係る看護師の研修制度の推進のための事業の実施

訪問看護における特定行為を実施した事例の収集、効果・課題等の検証に係る経費や、訪問看護ステーションに所属する看護師の特定行為研修の受講に係る経費など、地域における特定行為に係る看護師の研修制度の普及を推進するための経費に対する支援を行う。

(3) 医療従事者等の確保・養成

○ 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備

看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。

○ 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施

看護管理者向けに看護管理者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の就労環境改善のための体制整備

短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。

○ 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（院内保育所整備・運営等）

計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クランク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。

○ 医療勤務環境改善支援センターの運営

医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。

○ 看護師等養成所の施設・設備整備

看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。

○ 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施

看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の定着促進のための宿舍整備

看護職員の離職防止対策の一環として、看護師宿舍の整備に対する支援を行う。

○ 看護職員の勤務環境改善のための施設整備

病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。

令和 8 年度地域保健対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省健康・生活衛生局健康課保健指導室

1 健康増進対策（地域保健対策含む。） 103 億円（66 億円）

人生 100 年時代の基盤である「健康」の維持・増進を図るため、令和 6 年度より「二十一世紀における 第三次国民健康づくり運動（健康日本 21（第三次）」を開始し、健康寿命の更なる延伸に向けて、健康づくり・生活習慣病の予防・栄養対策等の取り組みを進めていく。

（1）健康づくり・生活習慣病対策・栄養対策等の推進

64 億円（37 億円）

壮年期からの健康づくりや脳卒中・心臓病等の生活習慣病の予防・早期発見等のため、健康増進法に基づき市町村等が実施する各種事業の支援等を行う。

（主な事業）

・健康増進事業（肝炎対策を除く）

14 億円

健康増進法に基づいて市町村等が実施する健康増進事業（健康教育、健康相談、健康診査（骨粗鬆症検診、歯周疾患検診等を含む）、訪問指導等）を実施する。

（補助先）都道府県（間接補助先：市町村）、指定都市

（補助率）都道府県（1/2）、指定都市（1/3）

・スマート・ライフ・プロジェクトの推進

1.8 億円

運動、食生活、禁煙、健診・検診の受診、睡眠、女性の健康増進等に資する活動に取り組む企業・団体・自治体を支援するスマート・ライフ・プロジェクトを通じて、生活習慣病の予防や健康づくりの取組を国民に浸透させ、生活習慣改善に向けた行動変容の動機付けを促進する。

（委託先）民間団体

〆 自治体検診 DX 推進等事業

24 億円

医療 DX の推進のため、自治体検診情報の医療機関等への電子的共有や自治体検診情報データベースの構築に向けた、自治体検診事務のデジタル化に向けた先行実証を行うとともに、本格運用に向けた業務要件定義とシステム要件定義等を行う。

（委託先）民間団体

〆 女性の健康に関する連携体制構築事業

1.7 億円

女性の健康総合センターを中心として、女性の健康支援に関する関係者（医療関係団体、厚生労働科学研究班等）と連携し、自治体における相談支援員養成支援や関係者で構成する協議会の開催支援等を通じて、自治体が提供する相談事業を充実させるとともに、関係機関が連携して適切な受診勧奨を含めた「女性の健康に関する連携体制」を構築し、複数地域で展開する。

（委託先）民間団体

（２）地域保健対策の推進

１１億円（９．８億円）

地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進する。

（主な事業）

- ・地域健康危機管理体制の強化

４．２億円

IHEAT※の体制の整備や要員に対する研修等や保健所および地方衛生研究所等の実践的な訓練などを実施する。

※アイヒート（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）：健康危機発生時に地域における保健師等の専門職（保健師、医師、看護師、管理栄養士等）が保健所等の業務を支援する仕組み

（補助先）都道府県、保健所設置市、特別区

（補助率）１／２

- ①・保健所における健康危機対処計画（オールハザード想定）策定支援事業 ６１百万円

地域保健基本指針および地域健康危機管理ガイドラインの改正を踏まえた健康危機対処計画（オールハザード想定）の策定を行うため、モデル保健所の伴走支援や策定のプロセス、フォーマットの横展開等を実施する。

（委託先）民間団体

- ②・2040年を見据えた小規模自治体等における保健師確保・人材育成に対するモデル事業

６２百万円

自治体保健師の人材確保のため、経験者向け人材育成として事前学習プログラムの作成や定着・育成に必要なモデル事業を実施し、また、著しく人材確保が困難な市町村に対する都道府県からの保健師派遣を行うモデル事業を実施する。

（委託先）民間団体

（３）生活習慣病予防及び女性の健康の包括的支援に関する研究などの推進

２８億円（１９億円）

生活習慣病の予防、診断及び治療に係る研究や、女性の健康の包括的支援に関する研究等を推進する。また、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料とするため、健康増進法に基づき国民健康・栄養調査を実施する。

（主な事業）

- ・循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業（厚生科学課計上） ８．７億円

- ・循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業（厚生科学課計上） １０億円

- ③・国民健康・栄養調査委託費等

４．３億円

公的統計のデジタル化の推進のため、令和８年度から国民健康・栄養調査のオンラインシステムの開発を行う。

（補助先）国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

（補助率）定額

保健所における健康危機対処計画（オールハザード想定）策定支援事業

令和 8 年度概算要求額 61 百万円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和 5 年度の地域保健基本指針の改正により、感染症のまん延等の健康危機に備えて各保健所において「健康危機対処計画」を策定することとしており、健康危機対処計画（感染症編）については厚生労働省より策定ガイドライン及び策定例を発出し、全国の保健所において計画策定を進めている。
- 保健所では、地域保健基本指針の改正及び昨今の自然災害や大規模食中毒等への対応も踏まえ、感染症だけでなく、さまざまな健康危機（オールハザード）を想定した健康危機対処計画の策定を進めていく必要があり、平成13年に発出した「地域健康危機管理ガイドライン」を改定し、オールハザードを想定した健康危機対処計画策定のためのガイドラインとして令和 7 年度中に発出する予定となっている。
- そこで、改定版「地域健康危機管理ガイドライン」を踏まえた各保健所におけるオールハザードを想定した健康危機対処計画の策定を推進することを目的とし、自然災害や大規模食中毒など地域特性が見られるリスク要因を考慮した上で、モデル保健所を選定して計画策定を伴走支援し、策定のプロセスやフォーマット等を全国の保健所に共有する。

2 事業の概要

▶ 厚生労働省（民間事業者）

改定版「地域健康危機管理ガイドライン」を踏まえたオールハザード想定健康危機対処計画を先行的に策定するモデル保健所を選定し、ツールの提供や助言を行うことでモデル保健所の計画策定を伴走支援するとともに、モデル保健所の計画策定プロセスやフォーマット等を全国の保健所に提供し、オールハザード想定健康危機対処計画の策定を支援する。

▶ モデル保健所

厚生労働省（民間事業者）の伴走支援を受けながら、改定版「地域健康危機管理ガイドライン」を踏まえたオールハザードを想定した健康危機対処計画を策定する。

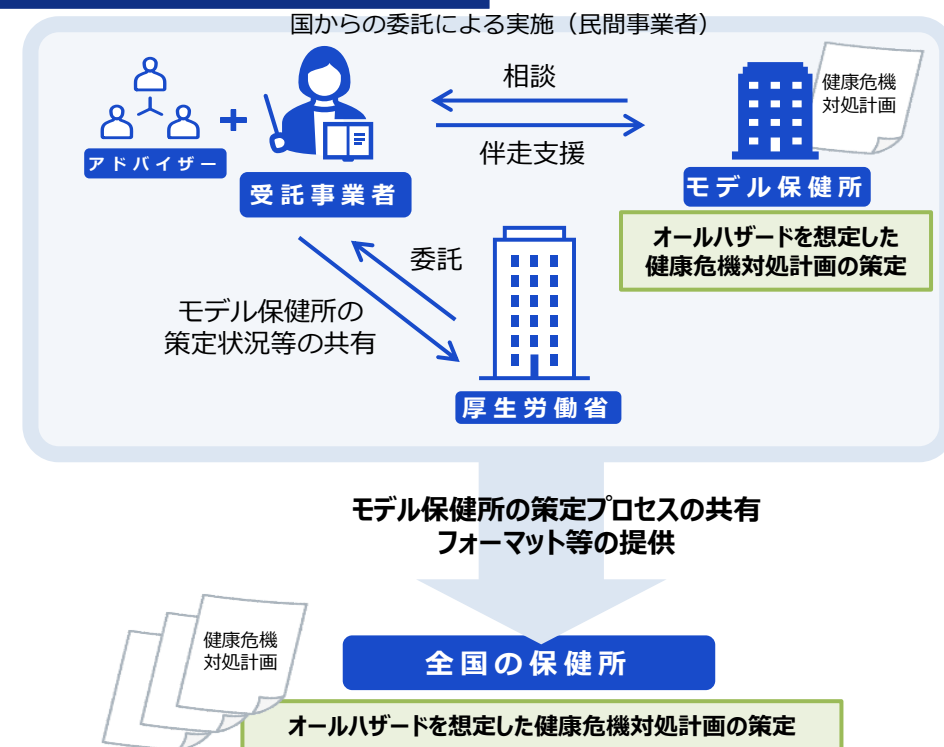
▶ 全国の保健所

モデル保健所の策定プロセスや各種フォーマット等を活用し、オールハザード想定健康危機対処計画の策定を進める。

オールハザードを想定した健康危機対処計画の概要

- 健康危機管理の基本事項
- 健康危機管理の対応
 - ・ 平時対応
 - ・ 平時対応から危機対応への移行
 - ・ 危機対応
 - ・ 危機対応から平時（危機後）対応への移行
 - ・ 平時（危機後）対応
- 特定分野における特有の対応

3 スキーム、実施主体



2040年を見据えた小規模自治体等における保健師確保・人材育成に対するモデル事業

令和8年度概算要求額 62百万円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 現状、自治体保健師の新卒採用者の84%は大学・大学院卒であるが、2040年までに大学入学者数は約27%減少するとされている中で、既に人材確保に窮している自治体もあり、各自治体においても従前の新卒者を中心とした採用では自治体保健師の募集を満たせなくなるため、今後は新卒者と経験者の両方をターゲットにした人材確保・人材育成対策を推進する必要がある。
- 特に小規模自治体においては、すでに経験者採用が半数以上を占めているとの調査結果もあるが、必ずしも経験者向けの人材育成は構築されていない。経験者が定着しやすい人材育成環境を整備することで、経験者の離職防止を図るとともに、既卒者の自治体保健師に対する理解を高めて応募者の増大にもつながることを目指す。
- また、保健師がゼロになる等の著しく保健師の人材確保が難しい小規模自治体については、応急的な対応としての都道府県からの保健師派遣を実施するため、「保健師派遣の手引き」を作成中であるが、自治体が人事部門等と連携しながら実際に「保健師派遣の手引き」を活用し、評価・検証を行う。

2 事業の概要

◎経験者向け人材育成

(1) 保健師業務未経験者向けの事前学習プログラム（自治体の判断によって、内定者が入職日前にも活用可能）

保健師免許を有しているものの実務経験がなく、免許取得から一定期間経過している経験者（内定者含む）の入職前のリテラシーを均てん化することを目的に、自治体保健師の業務等に関する学習プログラムを作成する。

例：地方公務員や行政一般について、最近の地域保健施策の動向について、保健師養成課程の学習内容の復習、事例講和（保健師業務の実例）等

(2) 指導者向けの経験者への支援に関するモデル事業

看護師から自治体保健師へ転職した者が求める支援等について新たに手引きをまとめ、経験者の定着・育成に必要なモデル事業を実施する。

◎著しく人材確保が困難な市町村に対する都道府県からの保健師派遣

「保健師派遣の手引き」を活用して人事部門等と連携しながら派遣を行う自治体に対して、課題や困難等（構造的な問題除く）に個別に有識者が相談対応するとともに、「保健師派遣の手引き」の評価・検証を行うモデル事業を行う。



3 実施主体等

国からの委託による実施（民間団体等）

令和8年度概算要求額 64 百万円（34 百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の背景・目的

令和4年の感染症法等の改正により、都道府県等が平時から感染症の発生の予防・まん延防止に備え策定する予防計画において、「人材の養成及び資質の向上に関する事項」について定めることとし、保健所の感染症有事体制を構成する人員が年1回以上受講できるよう実施する研修・訓練の回数を目指している。

次の感染症危機に備え、保健所における感染症有事体制の構築を速やかに行い、スムーズに感染症対応業務に当たることができるよう、**各保健所における実践型訓練について支援**を行う。

2 事業の概要・スキーム等

次の感染症危機に備え必要な訓練のイメージ

① 健康危機事案の発生

② 人員の参集

- ・保健所職員
- ・本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等

③ 体制の立ち上げ

- ・保健所内に対策本部設置、指揮命令系統の確立

④ 感染症対応業務

検体搬送

- ・検体の回収
- ・地方衛生研究所等への検体搬送



患者移送

- ・入院医療機関への患者の移送



積極的疫学調査

- ・患者の行動歴聴取
- ・濃厚接触者の同定
- ・濃厚接触者への連絡



連携

- ・都道府県等本庁
- ・地方衛生研究所等
- ・消防機関
- ・医療機関
- ・市町村



3 実施主体等

実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区
補助率：国 1 / 2、実施主体（保健所設置自治体） 1 / 2

厚生労働省

補助



保健所設置自治体

医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組

労働基準局労働条件政策課
(内線 5 5 4 5)

令和 8 年度概算要求額 9.1 億円 (9.1 億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

国民が将来にわたって質の高い医療を受けられるようにするためには、長時間労働など厳しい状況におかれている医療従事者の勤務環境を改善し、医療従事者の健康確保や人材の確保・定着につなげていくことが喫緊の課題。このため、適切な労務管理への支援など、勤務環境改善に向けた医療機関の主体的な取組への支援の充実を図り、医療従事者全体の勤務環境改善に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

都道府県医療勤務環境改善支援センターによる労務管理支援【医療労務管理支援事業】 7. 8 (7. 9) 億円

実施主体：民間委託事業者

都道府県の医療勤務環境改善支援センターに、社会保険労務士等労務管理の専門家（医療労務管理アドバイザー）を配置し、相談対応、個別訪問支援等を通じて医療従事者の勤務環境改善に向けた医療機関の自主的な取組や、医師の働き方改革に取り組む医療機関の支援を行う。

勤改センターの支援力向上【医療労務管理支援強化事業】 0. 7 (0. 7) 億円

実施主体：民間委託事業者

勤改センターの支援力向上を図るため、医療機関への支援に関して豊富なノウハウを有するアドバイザー（スーパーバイザー）を地域ごと（ブロック単位）に配置し、各都道府県の医療労務管理アドバイザー等に対して、支援に役立つ実践的な助言等を行う。また、医療労務管理アドバイザー等への研修を実施するとともに、支援の現場で発生している新たな課題を踏まえた研修内容の充実、支援ツールの充実等を図る。

（実施事項）

- ・ スーパーバイザー（SV）による助言などによる支援：SVが勤改センターへ個別訪問、医療機関へ同行支援を通して助言等の支援を行う。
- ・ アドバイザー向け研修の実施：医療労務管理アドバイザーに対して医療機関の支援方法に関する研修を実施。

医療機関に対する情報発信 0. 3 (0. 3) 億円

実施主体：委託事業（民間団体等）

医療機関が勤務環境改善に取り組むために活用できる情報を集約したポータルサイトとして、基本的な制度に関する情報、医療機関の取組事例、取組を行う際に活用できる支援ツール等の有用な情報を発信。また、勤改センターのアドバイザー等関係者向けの情報も発信。

（実施事項）ポータルサイト（いきサポ）の運営 等



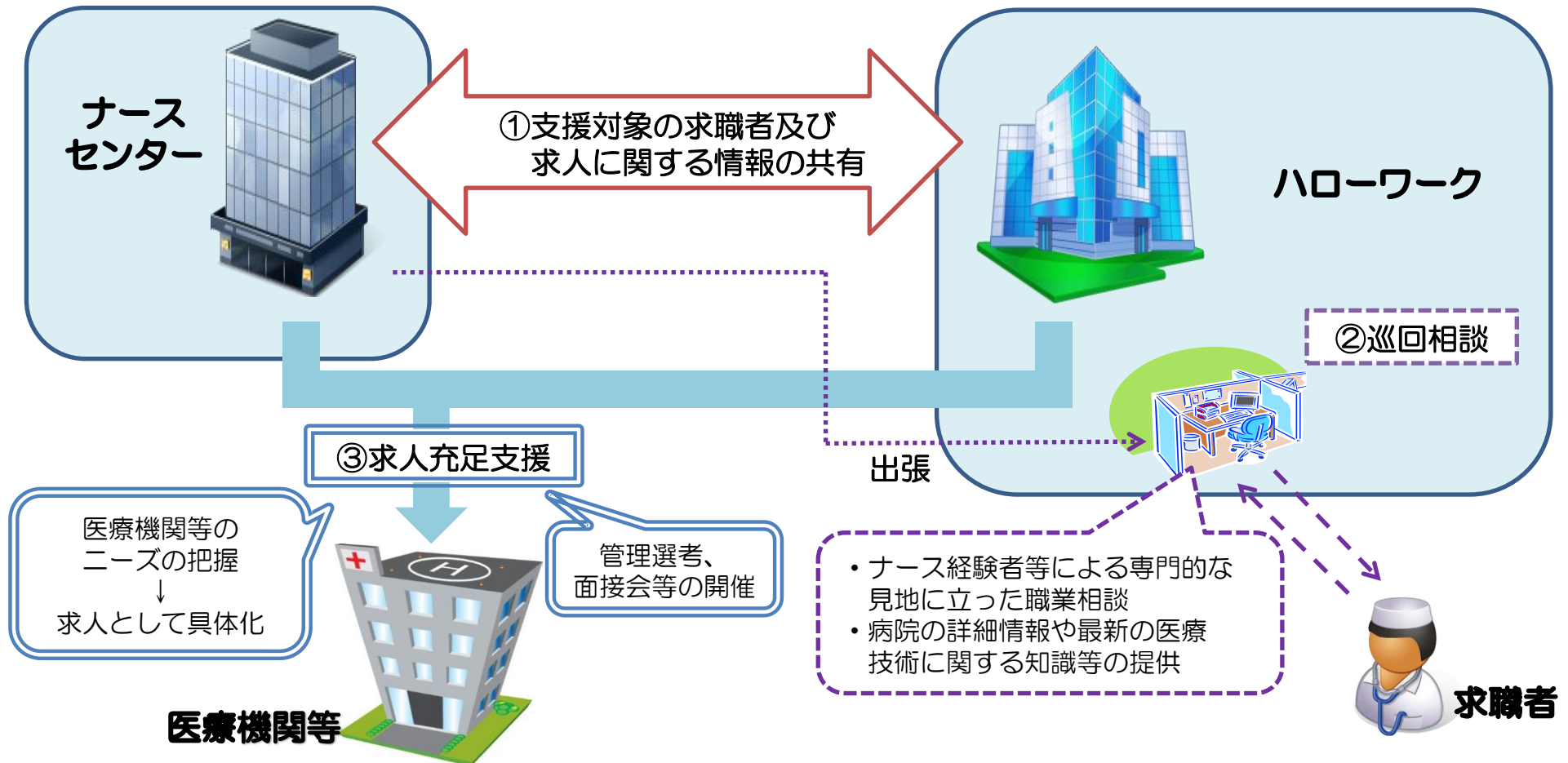
事業目的及び事業内容

令和8年度概算要求額 人材確保対策総合推進事業 55億円の内数

ナースセンターとハローワークの連携により、看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）及び看護補助者への就業を希望する者と地域の医療機関等とのマッチングの強化を実施。

【主な事業内容】

- ① 支援対象の求職者及び求人に関する情報の共有
- ② ハローワークのスペースを活用したナースセンターによる巡回相談の実施
- ③ 両者の緊密な連携による、支援対象の医療機関等を対象とした求人充足支援



令和 8 年度予算・政策に関する決議

令和 7 年 6 月 12 日
看護問題対策議員連盟

本格的な人口減少社会が到来し、2040 年、さらにその先を見据え、限りある医療や介護等の資源活用の最適化、効率化が求められています。

今後もすべての地域であらゆる世代の人々が、適切に医療や看護、介護を一体的に受けられるには、とりわけ医療と介護の連携の鍵となる看護のあり方をクリアに描き、体制を整備することが不可欠です。

離職防止や復職支援等をすすめる人材確保を図りつつ、D X ・ A I 等の活用促進、質・量の両側面から実効性ある対応が必要です。さらに、2040 年に向けた看護提供体制のあり方に関する検討を公に行わなければなりません。

一方、現下の賃金上昇を上回る物価高騰の中、賃金上昇・処遇改善ができる報酬体系を構築し、一人ひとりがやりがいを持ちながら安全に健康に働き続けられる環境整備が急務です。

今般、令和 8 年度予算編成にあたり、政府に対しては以下の事項を推進するべきであると決議する。

決議事項

1. 医療・介護等に従事する看護要員の処遇改善のための財源確保
 - 診療報酬の期中改定も視野に、早急に、看護職員はじめ医療・介護等従事者の賃上げに結びつく財源支援
 - 社会保障予算の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制するという現在の財政フレームの見直し
 - 診療・介護等の報酬に物価・賃金上昇に柔軟に対応した運用ができるしくみの導入
2. ナースセンターの充実等の看護職、看護補助者の確保対策の強化
3. 業務の質向上・効率化に資する看護 D X 等の導入のための財源支援
4. 持続可能な夜勤体制の確保のため、勤務間インターバル、夜勤時間に応じた法定労働時間の短縮、深夜業に対する割増賃金の増額等の労働法制の見直しと診療・介護等報酬による評価の充実
5. カスタマーハラスメントの防止策の強化と実効性を担保する予算の確保
6. 現場の負荷軽減のため、診療・介護等報酬算定の要件とされている記録や手続き等の大幅な削減
7. 訪問看護や看護小規模多機能型居宅介護（看多機）等、地域での療養生活を支える看護の充実のための支援
8. 過疎地の医療を支える看護体制の確立のため、D to P with N 等の推進
9. 健康経営を支える産業保健体制の強化
10. 2040 年に向けた看護提供体制のあり方を質・量両面から検討する場の設置